

仁愛大学学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に遵い、すべてのいのちのつながりの尊重と相互敬愛の仏教精神を基本とし、豊かな人間性の涵養と専門の学芸の教授研究を通して、社会の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 組織

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部名	学 科 名	入学定員	編入学定員	収容定員
人間学部	心理学科	95名	3年次10名	400名
	コミュニケーション学科	95名	3年次5名	390名
人間生活学部	健康栄養学科	75名	3年次5名	310名
	子ども教育学科	50名		200名

2 本学に大学院を置く。

3 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

（学部等の教育研究上の目的）

第3条の2 学部等の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学 部 等	教育研究上の目的
人間学部	人間学部は、人間及び人間関係に関し、多角的に教授研究を行い、幅広い教養と専門知識を有する有為な人材を育成することを目的とする。
心理学科	心理学科は、人間の心理や行動特性に関する教授研究を通して、心理学の専門知識と相談・援助の技術を有する人材を養成することを目的とする。
コミュニケーション学科	コミュニケーション学科は、人間の相互理解と意思伝達に関する教授研究を通して、コミュニケーション学の専門知識とコミュニケーションの技術を有する人材を養成することを目的とする。

人間生活学部	人間生活学部は、現代の人間生活の諸課題に関し、多角的に教授研究を行い、幅広い教養と専門知識を有する有為な人材を育成することを目的とする。
健康栄養学科	健康栄養学科は、人間の食生活に関する教授研究を通して、栄養学の専門知識と健康管理の技術を有する人材を養成することを目的とする。
子ども教育学科	子ども教育学科は、子どもの教育と保育に関する教授研究を通して、教育学の専門知識と子育て支援の技術を有する人材を養成することを目的とする。

(組織)

第4条 本学における教育研究の向上と業務の円滑な遂行を図るため以下の組織を置く。

- 一 附属図書館
- 二 附属心理臨床センター
- 三 学生部
- 四 キャリア支援センター
- 五 大学事務局

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に置かれる職員は、次のとおりとする。

学長，学部長，研究科長，教育職員(教授，准教授，講師，助教，助手)，事務職員，技術職員，その他の職員。

2 前項に規定するもののほか，学長の職務を補佐するため，副学長を置くことができる。

第4章 評議会及び教授会

(評議会)

第6条 本学に評議会を置く。

(評議会の構成)

第7条 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 研究科長
- 五 附属図書館長
- 六 附属心理臨床センター長
- 七 学生部長
- 八 キャリア支援センター長
- 九 事務長
- 十 その他，学長が必要と認めた教職員

(評議会の審議事項)

第8条 評議会は、次の事項について学長の諮問に応じ審議する。

- 一 教育及び学術研究に関する重要事項
- 二 学則、その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
- 三 予算の方針に関する事項
- 四 重要な機構及び施設の設置、廃止に関する事項
- 五 教員の人事の基準に関する事項
- 六 その他、学長が必要と認めた事項

(評議会の運営)

第9条 評議会は、学長が召集し、その議長となる。

2 評議会の運営に関しその他必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第10条 学部に教授会を置く。

(教授会の構成)

第11条 教授会は、学部長及び専任教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、准教授その他の教育職員を加えることができる。

(教授会の審議事項)

第12条 教授会は、次の事項について学長の諮問に応じ審議する。

- 一 教育及び学術研究に関する事項
- 二 学部内規程の制定、改廃に関する事項
- 三 教員の人事に関する事項
- 四 学生の入学、退学、転学、転学部、転学科、留学、休学及び原級留置に関する事項
- 五 学生の除籍に関する事項
- 六 卒業及び修了に関する事項
- 七 学生の賞罰に関する事項
- 八 学生の厚生、補導に関する事項
- 九 その他教育上必要と認められる事項

(教授会の運営)

第13条 教授会は、学部長が召集し、その議長となる。

2 教授会の運営に関しその他必要な事項は、別に定める。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第14条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第23条及び第24条の規定により入学を許可された者及び第27条の規定により転学部又は転学科を許可された者については、第32条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とし、学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春期休業 3月10日から3月31日まで

夏期休業 8月1日から9月20日まで

冬期休業 12月24日から1月10日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第7章 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第20条 本学に入学を志願する者は、検定料を添えて、本学所定の書類を提出しなけれ

ばならない。

2 前項の提出すべき書類及び提出の時期・方法等については、別に定める。

(入学者の選考)

第21条 学長は、前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 合格者は、所定の期日までに、誓約書及び身元保証書を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 所定の期日までに、前項の入学手続きを完了しない者は、合格を取消することができる。

3 学長は、第1項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者には、第3条第1項の編入学定員の規定により、選考の上、教授会の議を経て3年次に入学を許可する。

一 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し62単位以上修得して退学した者

二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

三 学校教育法施行規則附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者

四 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る)

2 前項に規定するもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

(再入学及び転入学)

第24条 学長は、本学に再入学又は転入学を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学及び転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第25条 学長は、やむを得ない事情により退学しようとする者がいるときは、本人の願出により、教授会の議を経て退学を許可することができる。

(転学)

第26条 学長は、他の学校に転学しようとする者がいるときは、本人の願出により、教授会の議を経て転学を許可することができる。

(転学部及び転学科)

第27条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、教授会の議を経て転学部又は転学科を許可することができる。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者がいるときは、本人の願出により、教授会の議を経て留学を許可することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 14 条第 2 項に定める在学年限及び第 42 条に定める在学期間に算入する。

(休学)

第29条 学長は、疾病その他やむを得ない事情により 3 ヶ月以上修学することのできない者がいるときは、本人の願出により、教授会の議を経て休学を許可することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の議を経て休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

5 休学期間は、第 14 条第 2 項に定める在学年限及び第 42 条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 学長は、休学期間中にその理由が消滅したときは、本人の願出により、教授会の議を経て復学を許可することができる。

(除籍)

第31条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第 14 条第 2 項に定める在学年限を超えた者
- 二 第 29 条第 3 項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

(編入学等の場合の取扱)

第32条 第 23 条又は第 24 条の規定により入学を許可された者及び第 27 条の規定により転学部又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第33条 本学において開設する授業科目の種類及び単位数等は、別表 1 のとおりとする。

(免許・資格等に関する授業科目)

第34条 前条に定めるもののほか、免許・資格等に関する授業科目を置くことができる。

2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表 2 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第35条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって 1 単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上特に必要と教授会が認める場合には、単位の計算

を変更することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(履修する授業科目の届出)

第36条 学生は、その年度又は学期に履修する授業科目を所定の期限までに、学長に届け出なければならない。

- 2 前項の履修する授業科目の届出には、年度又は学期ごとに単位数の上限を定めることができる。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、授業科目の種類によっては、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第38条 成績の評価は、S、A、B、C、Eをもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

- 3 認定手続等については、別に定める。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第40条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数を合わせて60単位を超えないものとする。

- 3 認定手続等については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第41条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

- 4 認定手続等については、別に定める。

(原級留置)

第41条の2 学長は、各年次終了時における修得した授業科目数、又は単位数が不十分で、上級年次の履修に支障があると認められる者については、教授会の議を経て上級年次への進級を認めず原級に留め置くことができる。

第9章 卒業等

(卒業)

第42条 本学に4年(第23条又は第24条の規定により入学を許可された者及び第27条の規定により転学科を許可された者)にあっては第32条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1に定める卒業要件の単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(卒業の時期)

第43条 卒業の時期は、学年又は学期の終わりとする。

(学位)

第44条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

学 部	学 科	学位の種類(専攻分野の名称)
人間学部	心理学科	学士(心理学)
	コミュニケーション学科	学士(コミュニケーション学)
人間生活学部	健康栄養学科	学士(栄養学)
	子ども教育学科	学士(教育学)

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第44条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は次のとおりとする。

学 部	学 科	免許状の種類及び免許教科
人間学部	コミュニケーション学科	高等学校教諭一種免許状(英語) 中学校教諭一種免許状(英語)
人間生活学部	健康栄養学科	栄養教諭一種免許状
	子ども教育学科	小学校教諭一種免許状 幼稚園教諭一種免許状

3 栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得しようとする者は、第1項に定めるもののほか、栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則及び管理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

(栄養士免許証及び管理栄養士国家試験受験資格)

第44条の3 栄養士免許証を取得しようとする者は、栄養士法、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

2 管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、前項に定めるもののほか、管

理栄養士学校指定規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

(保育士資格)

第44条の4 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得し、卒業しなければならない。

第10章 検定料，入学料，授業料等及びその他の費用

(検定料等の金額)

第45条 本学の検定料，入学料，授業料等の金額は，別表3のとおりとする。

(授業料等の納入期)

第46条 授業料等は，前期・後期の2期に分けて，4月及び10月の所定の期日までに納入しなければならない。ただし，特別の事情があると認められる者については，延納を認めることができる。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第47条 学期の途中で退学し，又は除籍された者の当該期分の授業料等は，徴収する。

2 停学期間中の授業料等は，徴収する。

(留学の場合の授業料等)

第48条 学期の全期間にわたり，留学を許可された者については，その学期の授業料等を免除する。

2 学期の中途において，留学し又は留学を終えた者は，その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第49条 学期の全期間にわたり，休学を許可され又は命じられた者については，その学期の授業料等を免除する。

2 学期の中途において，休学又は復学した者は，その学期の授業料等を全額納付しなければならない。

(その他の費用)

第50条 実験・実習費その他必要な費用(以下「その他の費用」という。)は，別にこれを徴収する。

2 学期の全期間にわたり，休学を許可され又は命じられた者及び留学を許可された者については，その学期の前項の費用を免除する。

3 学期の中途において，退学し，又は除籍された者，留学し又は留学を終えた者及び休学又は復学した者は，その学期の第1項の費用を全額納付しなければならない。

(納付した授業料等)

第51条 納付した検定料，入学料，授業料等及びその他の費用は，原則として返付しない。

第11章 科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第52条 学長は，本学において授業科目の履修を希望する者がいるときは，本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上，教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生には，単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 学長は、他の大学又は短期大学に在学している者で、本学において授業科目を履修しようとする者があるときは、教授会の議を経て、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第54条 学長は、本学において特別の事項について研究しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて選考の上、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 学長は、外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第56条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第57条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 厚生保健

(健康管理)

第58条 学生は、定期に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設及びその利用方法については、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 学長は、学生の修学を妨げない場合に限り、適当な時期に公開講座を設けることができる。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 13 年度から平成 15 年度における収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学科	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
人間学部	心理学科	95 名	190 名	295 名
	コミュニケーション科	95 名	190 名	295 名

附 則

この学則は、平成 15 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学者については従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学者に係る別表第 1 の適用については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 19 年度以前の入学者に係る別表第 1 の適用については、従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者に係る別表第 1 及び別表第 2 の適用については、従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学者に係る別表第 1 及び別表第 2 の適用については、従前のおりとする。
- 2 平成 21 年度から平成 23 年度までにおける人間生活学部の収容定員は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人間生活学部	健康栄養学科	75 名	150 名	230 名
	子ども教育学科	45 名	90 名	140 名

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学者に係る別表第 1 及び別表第 2 の適用については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学者に係る別表 1 の適用については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度以前の入学者に係る別表 1 の適用については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前の入学者に係る別表 1 の適用については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条第 1 項の編入学定員の規定は、平成 26 年度から適用する。
- 3 平成 26 年度における人間学部コミュニケーション学科の収容定員は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科	平成 26 年度
人間学部	コミュニケーション学科	395 名

- 4 平成 26 年度から平成 28 年度までにおける人間生活学部子ども教育学科の収容定員は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする

学部	学 科	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
人間生活学部	子ども教育学科	190 名	190 名	195 名

区分		授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
専 門 科 目	基 幹 科 目	心理学基礎	心理学概論Ⅰ	2	必修を含め16単位以上	
			心理学概論Ⅱ	2		
			心理学研究法Ⅰ	2		
			心理学研究法Ⅱ	2		
			心理学基礎実験Ⅰ	2		
			心理学基礎実験Ⅱ			2
			心理統計Ⅰ	2		
			心理統計Ⅱ			2
			心理検査法Ⅰ	2		
			心理検査法Ⅱ			2
			心理調査法			2
			心理面接法			2
			専 門 科 目	心理学専門		A類
臨床心理学Ⅱ		2				
精神医学Ⅰ		2				
精神医学Ⅱ		2				
性格心理学		2				
精神分析論		2				
B類	生涯発達心理学Ⅰ				2	6単位以上
	生涯発達心理学Ⅱ				2	
	学習心理学				2	
	認知心理学				2	
	生理心理学				2	
	教育心理学				2	
C類	産業・組織心理学Ⅰ				2	6単位以上
	産業・組織心理学Ⅱ				2	
	社会心理学Ⅰ				2	
	社会心理学Ⅱ				2	
	家族心理学				2	
	スポーツ心理学				2	
D類	心理学特別講義	2				A・B・C類からそれぞれ6単位以上、かつ、心理学専門において、必修を含め30単位以上

区分	授 業 科 目 名		単位数		備 考						
			必修	選択							
専 門 科 目	応 用 科 目	臨床系	心理療法論Ⅰ		2	臨床系又は行動・支援系若しくは産業・社会系のいずれかの系から8単位以上、かつ、前述の3系から16単位以上					
			心理療法論Ⅱ		2						
			アイデンティティ心理学		2						
			犯罪心理学		2						
			臨床心理演習		2						
			学校臨床心理学		2						
	応 用 科 目	行動・支援系	比較心理学		2						
			神経心理学		2						
			心理学特殊実験Ⅰ		2						
			心理学特殊実験Ⅱ		2						
			高齢者心理学		2						
			障害者心理学		2						
	応 用 科 目	産業・社会系	消費者心理学		2						
			対人心理学		2						
多変量解析演習				2							
産業カウンセリングⅠ				2							
産業カウンセリングⅡ				2							
社会福祉概論				2							
専 門 科 目	卒業演習・特別演習	心理学特別演習Ⅰ	4								
		心理学特別演習Ⅱ	4								
		卒業研究	6								
単 位 数 合 計			39	151							
<p>卒業要件の単位数</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>学部共通科目</td> <td>32単位以上</td> </tr> <tr> <td>学科専門科目</td> <td>92単位以上</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>124単位以上</td> </tr> </table> <p>(注1) 備考欄に示す各科目区分ごとの所定の単位数をそれぞれ修得しなければならない。</p> <p>(注2) 学科専門科目92単位のうち16単位については自由選択科目として、以下の科目の履修による単位のいずれかで置き換えることができる。</p> <p>(1) 学部共通科目 (32単位を超えて修得した単位)</p> <p>(2) コミュニケーション学科専門科目のうち以下の科目</p> <p>コミュニケーション概論a, コミュニケーション概論b, 言語コミュニケーション論, 企画開発基礎演習, ビジネスコミュニケーション研究, 現代社会論a, 現代社会論b, 異文化理解, 日本文化論, デザイン文化論, 時事問題研究a, 時事問題研究b, 言語学概論, 社会言語学, オラル・コミュニケーションⅠa, オラル・コミュニケーションⅠb, 英文講読a, 英文講読b, LL演習a, LL演習b, 企画開発論, ビジネス能力論, メディア英語研究a, メディア英語研究b, 英語聴解技法a, 英語聴解技法b, 社会学概論a, 社会学概論b, 社会調査法Ⅰ, 現代社会研究Ⅰ, 現代社会研究Ⅱ, 言語心理学</p>						学部共通科目	32単位以上	学科専門科目	92単位以上	合 計	124単位以上
学部共通科目	32単位以上										
学科専門科目	92単位以上										
合 計	124単位以上										

(2)コミュニケーション学科科目

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
学部 共通科目	全 科 目 共 通	仏教の人間観 人間と宗教 仏教の思想	2	2 2	必修を含め2単位以上
	人間学 関 連 科 目	哲学の世界観 生命の倫理 人権と法 日本国憲法 人間の教育 文学の世界 芸術の世界 歴史と地域文化		2 2 2 2 2 2 2 2	6単位以上
	環境・ 健康 科 目	人間と環境A 人間と環境B 人間と環境C ふくい総合学 スポーツと健康 スポーツA スポーツB スポーツC		2 2 2 2 2 1 1 1	4単位以上
	外国語 科 目	英語Ⅰa 英語Ⅰb 英語Ⅱa 英語Ⅱb 英語Ⅲa 英語Ⅲb フランス語Ⅰa フランス語Ⅰb フランス語Ⅱa フランス語Ⅱb ドイツ語Ⅰa ドイツ語Ⅰb ドイツ語Ⅱa ドイツ語Ⅱb 中国語Ⅰa 中国語Ⅰb 中国語Ⅱa 中国語Ⅱb 海外語学研修	1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4	必修を含め4単位以上
	情報 科 目	情報リテラシーa 情報リテラシーb 情報活用a 情報活用b 情報処理演習a 情報処理演習b		2 2 2 2 2 2	4単位以上
必修 科 目 ド ワ ー	基礎演習 日本語文章表現 フィールドワーク演習(インターンシップ) フィールドワーク演習(ボランティア) フィールドワーク演習(国際交流)	2 1	2 2 2	必修を含め3単位以上	

区分	授業科目名		単位数		備考
			必修	選択	
専 門 科 目	人間 関係 ・ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 系	人間関係論 a	2		必修を含め26単位以上
		人間関係論 b		2	
		コミュニケーション概論 a	2		
コミュニケーション概論 b			2		
言語コミュニケーション論			2		
非言語コミュニケーション論			2		
パーソナル・コミュニケーション論 a			2		
パーソナル・コミュニケーション論 b			2		
企画開発基礎演習			2		
ビジネスコミュニケーション研究			2		
プレゼンテーション技法 a		2			
プレゼンテーション技法 b		2			
基 幹 科 目	社会 ・ 文 化 系	現代社会論 a	2		
		現代社会論 b		2	
		地域経済論		2	
		地域社会論		2	
		異文化理解		2	
		日本文化論		2	
		デザイン文化論		2	
		時事問題研究 a		2	
時事問題研究 b		2			
言 語 系		言語学概論		2	
		社会言語学		2	
		日本語概論		2	
		日本語文法論		2	
		日本語表現(スピーキング)	1		
		オーラル・コミュニケーション I a		1	
		オーラル・コミュニケーション I b		1	
		英文講読 a		1	
		英文講読 b		1	
		LL演習 a		1	
LL演習 b		1			

区分		授業科目名	単位数		備考	
			必修	選択		
専 門 科 目	応 用	企画・表現系	企画開発論		2	
			企画開発演習		2	
			企画開発研究 a		2	
			企画開発研究 b		2	
			コミュニケーション技法 I a		2	
			コミュニケーション技法 I b		2	
			コミュニケーション技法 II a		2	
			コミュニケーション技法 II b		2	
			マス・コミュニケーション論 a		2	
			マス・コミュニケーション論 b		2	
			地域メディア論		2	
			メディア・コミュニケーション論		2	
			メディア制作 a		2	
			メディア制作 b		2	
			ビジュアル・コミュニケーション論 a		2	
			ビジュアル・コミュニケーション論 b		2	
			ビジュアル・コミュニケーション演習 a		2	
			ビジュアル・コミュニケーション演習 b		2	
			デジタル・デザイン a		2	
			デジタル・デザイン b		2	
			ビジネス能力論		2	
	ビジネス能力研究		2			
	デザイン運用論		2			
	科 目	英語 コミュニケーション系	英文法 a		2	
			英文法 b		2	
			英語音声学		2	
			英作文演習 a		1	
英作文演習 b				1		
英語学研究 I (語用論)				2		
英語学研究 II (談話分析)				2		
英語文章表現法 a				2		
英語文章表現法 b				2		
メディア英語研究 a				2		
メディア英語研究 b				2		
英米文学研究 a				2		
英米文学研究 b				2		
オーラル・コミュニケーション II a				1		
オーラル・コミュニケーション II b				1		
英語コミュニケーション a				2		
英語コミュニケーション b		2				
英語聴解技法 a		2				
英語聴解技法 b		2				
ビジネス英語研究 a		2				
ビジネス英語研究 b		2				
英語プレゼンテーション技法 a		2				
英語プレゼンテーション技法 b		2				
英米文化論		2				

区分	授業科目名	単位数		備考						
		必修	選択							
専 門 科 目	応 用 社 会 系 現 代 社 会 系	家族の人間関係		2	企画・表現系又は英語コミュニケーション系若しくは現代社会系のいずれかの系から36単位以上					
		社会の人間関係		2						
		社会学概論 a		2						
		社会学概論 b		2						
		社会調査法 I		2						
		社会調査法 II		2						
		現代社会研究 I		2						
		現代社会研究 II		2						
		臨床社会学		2						
		社会調査方法論		2						
		社会統計学		2						
		データ解析法 a		2						
		データ解析法 b		2						
		社会調査演習 a		2						
		社会調査演習 b		2						
		現代社会特論 I		2						
		現代社会特論 II		2						
		現代文化研究		2						
		比較文化研究		2						
		言語心理学		2						
日本の言語文化 a		2								
日本の言語文化 b		2								
卒業研究・特別演習	コミュニケーション特別演習 I a	2		14単位						
	コミュニケーション特別演習 I b	2								
	コミュニケーション特別演習 II a	2								
	コミュニケーション特別演習 II b	2								
	卒業研究	6								
単位数合計		30	253							
<p>卒業要件の単位数</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>学部共通科目</td> <td>32単位以上</td> </tr> <tr> <td>学科専門科目</td> <td>92単位以上</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>124単位以上</td> </tr> </table> <p>(注1) 備考欄に示す各科目区分ごとの所定の単位数をそれぞれ修得しなければならない。</p> <p>(注2) 学科専門科目92単位のうち16単位については自由選択科目として、以下の科目の履修による単位のいずれかで置き換えることができる。</p> <p>(1) 学部共通科目 (32単位を超えて修得した単位)</p> <p>(2) 心理学科専門科目のうち以下の科目</p> <p>心理学概論 I, 心理学概論 II, 心理学研究法 I, 心理学研究法 II, 心理統計 I, 心理統計 II, 臨床心理学 I, 臨床心理学 II, 性格心理学, 生涯発達心理学 I, 生涯発達心理学 II, 学習心理学, 認知心理学, 生理心理学, 産業・組織心理学 I, 産業・組織心理学 II, 社会心理学 I, 社会心理学 II, アイデンティティ心理学, 高齢者心理学, 障害者心理学, 消費者心理学, 対人心理学</p>					学部共通科目	32単位以上	学科専門科目	92単位以上	合計	124単位以上
学部共通科目	32単位以上									
学科専門科目	92単位以上									
合計	124単位以上									

2 人間生活学部

(1)健康栄養学科科目

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
学部共通科目	全科学目共通	仏教の人間観 人間と宗教 仏教の思想	2	2 2	必修を含め2単位以上
	人間学関連科目	哲学の世界観 生命の倫理 日本国憲法 文学の世界 音楽の世界 美術の世界 基礎演習	2	2 2 2 2 2 2	必修を含め6単位以上
	環境・健康生活科目	生活と環境A 生活と環境B 生活と環境C 生活と環境D ふくい総合学 スポーツと健康 スポーツA スポーツB		2 2 2 2 2 2 1 1	4単位以上
	外国語科目	英語Ⅰa 英語Ⅰb 英語Ⅱa 英語Ⅱb 英語Ⅲa 英語Ⅲb フランス語入門a フランス語入門b ドイツ語入門a ドイツ語入門b 中国語入門a 中国語入門b	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	必修を含め4単位以上
	科目情報	情報基礎Ⅰ 情報基礎Ⅱ	2	2	必修を含め2単位以上
	専門科目	基礎分野	基礎化学 基礎生物学 分析化学 有機化学 生命科学		2 2 2 2 2
専門基礎分野		公衆衛生学 公衆衛生学実習 健康管理概論 社会福祉論	2 1 2	2	
		解剖生理学 解剖生理学実験 基礎生化学 栄養生化学 基礎生化学実験 栄養生化学実験 病理学	2 1 2 2 1 1 2		

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
	臨床医学概論	2			
	運動生理学	2			
専門基礎分野	微生物学	2			
	微生物学実験	1			
	食品学総論	2			
	食品機能学		2		
	食品加工学		2		
	食品加工実習		1		
	食品分析実験	1			
	食品衛生学	2			
	食品衛生学実験	1			
	調理学	2			
	調理学実習	1			
	応用調理学実習	1			
	調理科学実験	1			
専門科目	栄養の基本	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
		応用栄養学Ⅰ(成長・発達・加齢、食事摂取基準)	2		
		応用栄養学Ⅱ(栄養・体力アセスメント)	1		
		応用栄養学Ⅲ(ライフステージ栄養学)	2		
	応用栄養学Ⅳ(ライフスタイル・スポーツ栄養学)	2			
	応用栄養学実習		1		
	栄養教育	栄養教育論Ⅰ(栄養教育論)	2		
		栄養教育論Ⅱ(子ども・高齢期栄養教育論)	2		
		栄養教育論Ⅲ(行動療法・カウンセリング)	1		
		栄養教育論Ⅳ(健康栄養情報処理演習)	1		
		栄養教育論実習	1		
	専門分野	臨床栄養病理学		1	
		臨床栄養学Ⅰ(栄養療法)	2		
		臨床栄養学Ⅱ(栄養アセスメント)	2		
		臨床栄養学Ⅲ(チーム医療)	2		
臨床栄養学Ⅳ(臨床栄養管理)		2			
臨床栄養学実習Ⅰ(食事療法)		1			
臨床栄養学実習Ⅱ(栄養アセスメント)		1			
臨床栄養学実習Ⅲ(臨床栄養管理)	1				
栄養の実践	公衆栄養学Ⅰ(地域栄養活動)	2			
	公衆栄養学Ⅱ(栄養疫学)	2			
	公衆栄養学実習	1			
	給食経営管理論Ⅰ(給食計画)	2			
	給食経営管理論Ⅱ(マネジメント)	2			
	給食経営管理論Ⅲ(食料商品学)		2		
	給食経営管理論実習	1			
	栄養総合演習Ⅰ	2			
	栄養総合演習Ⅱ		2		
臨地実習	給食経営管理臨地実習		1		
	臨床栄養臨地実習	2			
	公衆栄養臨地実習		1		
	給食運営実習	1			

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
専門科目	特別演習・卒業研究	フィールドワーク演習		2	
		健康・栄養特別演習Ⅰ	2		
		健康・栄養特別演習Ⅱ	2		
		健康・栄養特別演習Ⅲ 卒業研究	4	2	
	関連科目	生涯発達心理学		2	
		分子栄養学		2	
		国際食糧・栄養情報論		1	
		食品品質評価演習		2	
		食文化論		2	
		学校栄養教育の理論と方法		2	
		食育指導の理論と方法		2	
		心と健康		2	
	単位数合計		93	86	

卒業要件の単位数

学部共通科目 26単位以上

学科専門科目 102単位以上

合計 128単位以上

(注1) 備考欄に示す各科目区分ごとの所定の単位数をそれぞれ修得しなければならない。

(注2) 学科専門科目102単位のうち10単位については自由選択科目として、以下の科目の履修による単位で置き換えることができる。

(1) 子ども教育学科専門科目のうち以下の科目

特別支援教育論，子どもの映像文化，子どもと英語教育，児童館論，自然体験

(2) 子ども教育学科科目

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
学部共通科目	全学 科目共通	仏教の人間観 人間と宗教 仏教の思想	2	2 2	必修を含め2単位以上
	人間学 関連科目	哲学の世界観 生命の倫理 日本国憲法 文学の世界 音楽の世界 美術の世界 基礎演習	2	2 2 2 2 2 2	必修を含め6単位以上
	環境・ 健康 生活科目	生活と環境A 生活と環境B 生活と環境C 生活と環境D ふくい総合学 スポーツと健康 スポーツA スポーツB		2 2 2 2 2 2 1 1	4単位以上
	外国語 科目	英語Ⅰa 英語Ⅰb 英語Ⅱa 英語Ⅱb 英語Ⅲa 英語Ⅲb フランス語入門a フランス語入門b ドイツ語入門a ドイツ語入門b 中国語入門a 中国語入門b	1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	必修を含め4単位以上
	情報 目報	情報基礎Ⅰ 情報基礎Ⅱ	2	2	必修を含め2単位以上
専門 科目	基幹 科目	教職論 教育原理 教育心理学 教育経営論 道徳教育の理論と方法 教育の方法と技術 教育課程論Ⅰ 教育課程論Ⅱ(特別活動を含む) 生徒・進路指導論 教育相談 社会福祉 児童家庭福祉 保育者論 保育原理Ⅰ 社会的養護 発達心理学Ⅰ 保育基礎演習	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2	

区分	授業科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
専門科目	各教科	国語		2	
		社会		2	
		算数		2	
理科			2		
生活			2		
音楽Ⅰ			2		
音楽Ⅱ			2		
図画工作Ⅰ			2		
図画工作Ⅱ			2		
家庭			2		
体育Ⅰ			2		
体育Ⅱ			2		
各教科指導法	国語科教育法		2		
	社会科教育法		2		
	算数科教育法		2		
	理科教育法		2		
	生活科教育法		2		
	音楽科教育法		2		
	図画工作科教育法		2		
	家庭科教育法		2		
	体育科教育法		2		
	保育	基礎ピアノⅠ		1	
基礎ピアノⅡ			1		
音楽表現Ⅰ			1		
音楽表現Ⅱ			1		
音楽演習			1		
相談援助			2		
児童福祉援助技術			2		
保育原理Ⅱ			2		
発達心理学Ⅱ			2		
子どもの保健Ⅰ a			2		
子どもの保健Ⅰ b			2		
子どもの保健Ⅱ			2		
子どもの食と栄養			2		
精神保健			2		
家族支援論			2		
保育内容総論			2		
保育内容研究(健康)			2		
保育内容研究(人間関係)			2		
保育内容研究(環境)			2		
保育内容研究(言葉)			2		
保育内容研究(表現A)			2		
保育内容研究(表現B)			2		
保育内容研究(表現C)			2		
保育内容研究(子どもの文化)			2		
乳児保育			2		
障がい児保育			2		
社会的養護内容			2		
保育相談支援			2		

区分	授業科目名	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	実践演習・総合演習・実習科目			
	保育実践演習 教職実践演習(幼・小) 保育実習指導Ⅰ 保育実習Ⅰa 保育実習Ⅰb 保育実習指導Ⅱ 保育実習Ⅱ 保育実習指導Ⅲ 保育実習Ⅲ 事前・事後指導(幼稚園) 教育実習Ⅰ(幼稚園) 教育実習Ⅱ(幼稚園) 事前・事後指導(小学校) 教育実習(小学校) フィールドワーク演習 児童館実習		2 2 2 2 2 1 2 1 2 1 1 3 1 4 2 2	
	卒業演習・特別演習	2 2 2 4		
	関連科目			
	子育て支援論 子育て支援演習 特別支援教育論 地域福祉論 地域福祉演習 子どもと食育 子どもの映像文化 子どもの発達臨床 子どもと英語教育 絵本・児童文学論 児童館論 自然体験		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
単位数合計		40	201	

卒業要件の単位数

学部共通科目 26単位以上

学科専門科目 102単位以上

合計 128単位以上

(注1) 備考欄に示す各科目区分ごとの所定の単位数をそれぞれ修得しなければならない。

(注2) 学科専門科目102単位のうち10単位については自由選択科目として、以下の科目の履修による単位で置き換えることができる。

(1) 健康栄養学科専門科目のうち以下の科目

生命科学, 食品品質評価演習, 食文化論, 学校栄養教育の理論と方法, 心と健康

別表 2 (第34条関係)

(1) 教職に関する専門科目

授 業 科 目 名	単位数		備 考
	必修	選択	
教職論		2	
教育原理		2	
教育心理学		2	
教育経営論		2	
教育課程・特別活動論		2	
英語科教育法Ⅰ		2	
英語科教育法Ⅱ		2	
英語科教育法Ⅲ		2	
英語科教育法Ⅳ		2	
道徳教育の理論と方法		2	
教育の方法と技術		2	
生徒・進路指導論		2	
生徒指導論		2	
教育相談		2	
事前・事後指導		1	
事前・事後指導 (栄養教諭)		1	
教育実習Ⅰ		2	
教育実習Ⅱ		2	
教育実習 (栄養教諭)		1	
教職実践演習(中・高)		2	
教職実践演習(栄養教諭)		2	
単 位 数 合 計		39	

(2) 日本語教員養成に関する科目

授 業 科 目 名	単位数		備 考
	必修	選択	
日本語教授法 a		2	
日本語教授法 b		2	
日本語教育課程論		2	
日本語指導技法 a		2	
日本語指導技法 b		2	
単 位 数 合 計		10	

別表3 (第45条関係)

検定料, 入学料, 授業料等の金額

(単位: 円)

種 別 \ 学部・学科		人間学部		人間生活学部	
		心理学科 コミュニケーション学科	健康栄養学科	子ども教育学科	
検 定 料		30,000 (15,000)	30,000 (15,000)	30,000 (15,000)	
入 学 料		270,000	270,000	270,000	
授 業 料 (年 額)	1年次	650,000	750,000	650,000	
	2年次	660,000	760,000	660,000	
	3年次	670,000	770,000	670,000	
	4年次	680,000	780,000	680,000	
教育充実費 (年 額)	1年次	300,000	300,000	300,000	
	2年次	300,000	300,000	300,000	
	3年次	300,000	300,000	300,000	
	4年次	300,000	300,000	300,000	

備考

- 1 検定料の項中 () 内の金額は, 大学入試センター試験利用の入学試験における検定料の額を示す。
- 2 学長は, 別に定めるところにより, この表に掲げる検定料等を減免することができる。

学則（変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表）

変更事項

【平成25年度】		入学 定員	編入学 定員 (3年次)	収容 定員		【平成26年度】	入学 定員	編入学 定員 (3年次)	収容 定員	変更の事由
■ 仁愛大学										
人間学部	心理学科	95	10	400		人間学部	95	10	400	
	コミュニケーション学科	95	10	400		人間学部	95	<u>5</u>	390	編入学定員変更
人間生活学部	健康栄養学科	75	5	310	→	人間生活学部	75	5	310	
	子ども教育学科	45	5	190		人間生活学部	<u>50</u>	<u>0</u>	200	入学定員変更 編入学定員変更 (H26.4学生募集停止)
計		310	30	1,300		計	315	20	1,300	